

新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務委託仕様書

1 目的

本業務は、令和10年秋の新県立体育館開館を見据え、アリーナを訪れる観客等の来場者を周辺商店街（山王・川反・通町・駅前エリア等）へ誘導し、地域経済への波及効果を最大化することを目的とし、データに基づき自律的に施策を立案できる地域事業者（以下「事業者」という。）の育成支援（ワークショップ等）と、関係機関が連携して地域課題を解決するための推進体制（協議会等）の構築・運営を行うものである。

2 委託業務の名称

新県立体育館を核とした賑わい波及事業業務委託

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) データに基づく施策立案の支援

ア ワークショップ

- ・意欲ある事業者（飲食、宿泊、観光等）を対象とした人流データの分析・活用手法に関するワークショップを定期的（1か月に1回程度を想定）に開催すること。
- ・ワークショップにおいて、専門知識のない事業者が直感的に把握・操作できる分析ツールや操作マニュアルを整備すること。
- ・事業者のノウハウ習得を支援するための対面又はオンラインによる技術的なサポート体制を構築すること。
- ・専門的知見に基づいた助言や成功事例の共有のほか、周辺商店街等に賑わいを波及させるため、地域の課題に応じた支援方法を構築すること。
- ・事業者が自立的に実践（仮説立案→施策実施→検証→改善のサイクルの継続的実施）ができるような育成支援の仕組みを構築すること。

(具体例)

- ・短期間でPDCAが完結するような実証的な取り組みの提示等

イ 現状人流分析等

- ・人流データ等を用いて、対象エリア（秋田駅～八橋運動公園周辺及び秋田市立体育館周辺）における来街者の動態把握を行うとともに、事業者自らがデータの確認・分析ができるよう支援すること。
- ・新県立体育館の開館後を想定し、スポーツ興行時と非興行時における詳細分析を行い、活用可能なデータとして整理すること。

(具体例)

- ・各項目別（時間帯、曜日、年代、性別等）の滞在人口、リピート率、平均滞在時間の算出、流入流出経路の可視化等
- ・来街者のニーズ把握や回遊の障壁となる課題の深掘りを行うため、分析手法の工夫（パネル調査の実施等）を図ること。

ウ ペルソナ作成

- ・人流分析等によって得られた情報をもとに、事業者自らがターゲット像（ペルソナ）を設定できるよう支援すること。
- ・人流データをはじめとする複数のデータを掛け合わせたクロス分析を実施し、主要な来街者層のグループ化を行うこと。
- ・「いつ、誰が、どこで、何を求めているか」を具体化したターゲット像（ペルソナ）を複数作成すること。

(2) 協議会の構築・運営

- ・地域の多様な主体（商工会議所、交通事業者、観光関連団体、地域事業者、自治体、PFI 事業者、大学、報道機関等）で構成される協議会の設立及び連携体制を構築すること。※協議会の設立は令和8年8月頃を想定し、その構成員については県との協議を踏まえて決定する。
- ・定期的（2か月に1回程度）に協議会を開催し、ワークショップ等で顕在化した課題を「地域全体の課題」として共有し、具体的なアクションプランの決定に至るまでの伴走型の進行管理を行うこと。
- ・協議会における会議テーマの設定及び会議に用いる資料（議事録を含む）を作成すること
- ・地域の賑わい波及に係る諸課題に対して、県と協議・調整のうえで、来街者の行動変容を促すための戦略的仮説を設定し、協議会の構成員等が取り組むべき実効性の高い解決策（アクション）の提案や解決の方向性を示すこと。

(想定される諸課題)

- ・興行時における自家用車から公共交通機関へのシフト
- ・駅前駐車場等の利用の促進（アリーナ近隣における無料開放駐車場の運用見直し、駅前駐車場等の一部無料化等）
- ・協議会の構成員等によるアクション実施に係る費用負担
- ・そのほか協議会の開催に当たっては、事前に協議会の会長及び県と打合せを実施すること。

(3) その他

- ・新県立体育館の整備に伴い創出される賑わい波及の取組効果を最大化し、かつ長期永続的な取組として定着させる観点から、次年度以降の継続・発展を考慮したものとする。
- ・県が活用を予定している国庫交付金の申請に必要な事業経費内訳書の提出や事業の進捗報告について、県の求めに応じて協力すること。

5 業務の実施体制

本業務の実施に当たっては、次の事項に係る担当者を配置し、委託業務契約締結後速やかに県に報告すること。

- (1) 人流分析等に係る専門知識及び豊富な支援経験を有する業務実施責任者 1名
- (2) 協議会の事務局運営等に係る専門知識及び豊富な支援経験を有する業務実施責任者 1名

- (3) 県、協議会構成員及び関係機関との連絡調整を行う統括責任者 1名
※(1) または(2) と(3) は同一の者を配置しても構わない。

6 その他留意事項

- ・仕様書で示す業務については、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意の上で実施すること。
- ・委託業務の実施に当たり、迅速に対応できる体制を整えること。
- ・本業務の全てを第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託する場合には、予め県と協議を行い、県の承認を得なければならない。
- ・県が保有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的に限り使用することができるが、県の許可なく第三者に流布してはならない。
- ・成果物及び関連書類等に対する一切の権利は、原則として県に帰属するものとし、県の承諾なく公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- ・本業務の実施に当たり、著作権、肖像権、個人情報等を扱う場合は、関係法令等を遵守し、適切に対応しなければならない。
- ・その他本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、双方協議して定めるものとする。

7 実績報告等

上記4に定める業務を完了したときは、次に掲げる届出等を遅滞なく県に提出すること。

なお、それぞれ正本1部及び電子データ一式を提出すること。

- (1) 委託業務完了届
- (2) 業務報告書
- (3) 事業経費内訳書
- (4) その他県が必要に応じて求める書類

※業務報告書には、次年度以降への提言として賑わい波及事業の効果を最大化するための課題や方向性、方策等を記載すること。